

令和6年度 日中次世代交流ネットワーク助成プログラム 助成金交付条件

独立行政法人国際交流基金

(助成対象者の遵守事項等)

- 1 助成対象者は、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。
 - (1) 助成対象事業の実施に関する一切の責任は助成対象者が負うこと。
 - (2) 助成金は、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に従い、助成金から生ずる利息等を含め、すべてを助成対象事業のみに使用すること。
 - (3) 助成対象事業の内容の変更（独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）が軽微と認める変更を除く。）をする場合においては、基金に申請し、その承認を受けること。
 - (4) 助成対象事業に要する経費（助成金に係る部分に限る。）の配分の変更（基金が軽微と認める変更を除く。）をする場合においては、基金に申請し、その承認を受けること。
 - (5) 助成対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに基金に対して報告し、その承認を受けること。
 - (6) 助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合においては、速やかに基金に対して申請し、その指示を受けること。
 - (7) 助成対象事業に関連して広報資料、会議資料、印刷物、映像資料等を作成するときは、当該資料に助成対象事業が基金の助成を受けて実施された旨を明記するとともに、これらの資料各2部を実績報告書の提出時に基金に提出すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件並びに別に定める助成金交付要綱を誠実に遵守して助成対象事業の遂行に当たること。
- 2 前項第3号及び第4号の申請を基金が承認する場合において、基金が必要と認めるときは、基金は、助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件を変更することができる。

(助成金交付決定の諾否)

- 3 助成金の交付を申請した者は、助成金の交付決定の内容及びこれに附された条件を受諾するときは助成金交付決定受諾書を、これを受諾しないときは助成金交付申請取下げ書を、助成金交付決定通知書を受領してから30日以内に基金に提出しなければならない。
- 4 助成金の交付を申請した者が前項に定める期限までに助成金交付決定受諾書を提出しなかった場合には、当該交付申請を取り下げたものとみなすことができる。
- 5 前2項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。
- 6 助成金の交付を申請した者の代表者が未成年者である場合には、基金に受諾書を提出するときまでに、基金が指定する様式により、法定代理人の同意書を基金に提出しなければならない。
- 7 助成金の交付を申請した者またはその団体の代表者が成年者である場合、及び基金が指示する場合には、基金に受諾書を提出するときまでに、代表者の年齢を確認できるもの（運転免許証、健康保険の被保険者証、学生証（生年月日が記載されているもの）等）のコピーを基

金に提出しなければならない。

（事情変更による決定の取消等）

- 8 基金は、助成金の交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- 9 基金が前項の規定により助成金の交付決定を取り消すことができる場合は、助成金の交付決定後生じた天災地変その他の事情の変更により、助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- 10 基金は、第8項の規定による助成金の交付決定の取消により特別に必要となったと認められる事務又は事業に対しては、助成金を交付することができる。

（助成金の交付）

- 11 助成対象者は、助成金の支払を申請するときは、助成金支払申請書を基金に提出しなければならない。未成年者が代表者の場合は、代表者が当該団体の代表者に就任すること、及び基金の助成を受けることに関する親権者の同意書を提出するものとする。
- 12 基金は、前項の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、その内容が正当であることを確認した上、助成対象事業開始予定時期の1か月前を目処に基金が決定した金額の3分の2を目安に助成金を支払うものとする。残りの金額は事業完了後に精算を行い、精算終了後2カ月以内に支払うものとする。

（助成対象者の責務）

- 13 助成対象者は、助成金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、助成金の交付の目的に従って誠実に助成対象事業を行うよう努めなければならない。

（助成対象事業の遂行）

- 14 助成対象者は、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件並びにこれに基づく基金の措置に従い、善良な管理者の注意をもって助成対象事業を行わなければならず、助成金の他の用途への使用をしてはならない。

（状況報告）

- 15 基金は、助成対象事業の遂行の途中において、必要があると認めるときは、助成対象者から助成対象事業の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

（助成対象事業の遂行等の指示）

- 16 基金は、前項の規定により助成対象者が提出する報告等により、その者の助成対象事業が助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、そ

の者に対し、これらに従って当該助成対象事業を遂行すべきことを指示することができる。

- 17 基金は、助成対象者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、当該助成対象事業の遂行の一時停止を指示することができる。

（実績報告）

- 18 助成対象者は、助成対象事業が完了したとき（助成対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日から2か月以内に、助成対象事業の成果を記載した実績報告書（会計報告を含む。）及び助成金交付決定通知書に記載の助成対象項目に係る支払に関する証拠書類を提出しなければならない。

（助成金の額の確定等）

- 19 基金は、前項の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金支払確定書により当該助成対象者に通知するものとする。この場合、助成金の額は助成対象項目の経費の実支出額と、助成金の交付決定額を比較して、いずれか低い額をもって交付すべき助成金の額とする。

（是正のための措置）

- 20 基金は、第18項の成果の報告を受けた場合において、その成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該助成対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成対象者に対して指示することができる。
- 21 第17項の規定は、前項の規定による指示に従って行う助成対象事業について準用する。

（帳簿等の保存）

- 22 助成対象者は、助成対象事業に係るすべての収入及び支出について、他の経理と区分し、これを帳簿に記入してその出納を明らかにし、領収書その他証拠書類の写し（助成対象経費のほか、実績報告書の内容が真実であることを証するのに必要な範囲の収入及び支出に関するものを含む。）を常に提示できるように整理し、助成対象事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（助成金の交付決定の取消）

- 23 基金は、助成対象者が次の各号の一に該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用した場合
 - (2) 助成金の交付の申請又は助成対象事業の遂行若しくは報告等について不正の事実があつた場合
 - (3) 助成対象事業を予定の期間内に遂行する見込みがなくなったと認められる場合
 - (4) 助成対象事業が次に掲げる要件に適合しなくなったと認められる場合
- ア 助成金の交付がなければ、事業目的の達成が不可能又は困難であると認められること。

イ 事業の計画及び方法が、目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待しうるものであること。

ウ 事業が、宗教的又は政治的な目的のために利用されるものではないこと。

(5) 助成対象者が、第30項に定める調査等を正当な理由がなく拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

(6) 助成対象者が、第15項、第16項、第17項、第18項及び第20項に定める指示に従わない場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容、これに附した条件、別に定める助成金交付要綱又はこれらに基づく基金の措置に違反する事実が認められる場合

24 前項の規定は、助成対象事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

25 基金は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、助成対象事業の当該取消に係る部分に関し、期限を定めて返還させるものとする。

26 基金は、助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる助成金が交付されているときは、期限を定めて、確定額との差額を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

27 助成対象者は、第25項及び第26項の規定による措置に関し、助成金の返還を指示されたときは、その指示に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を基金に納付しなければならない。

28 助成対象者は、助成金の返還を指示され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を基金に納付しなければならない。

(他の助成金の一時停止等)

29 基金は、助成対象者が助成金の返還を指示され、当該助成金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該助成対象者に対して、他の助成対象事業について交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金と未納付額とを相殺することができる。

(調査等)

30 基金は、助成対象事業の適正な遂行を確保するため必要があるときは、助成対象者に報告させ、又は基金の役職員及びその代理人に、その事務所等において帳簿書類その他の物件を調査させ若しくは関係者に質問させることができる。

(助成対象者の解散後の取扱い)

- 31 助成対象事業終了後に助成対象者が解散する場合には、助成対象者の代表者は、あらかじめその旨及び助成対象者解散後の代表者の連絡先を基金に報告しなければならない。
- 32 助成対象事業終了後に助成対象者が解散した場合において、助成金の交付決定及びこれに附した条件に基づく義務が発生したときは、助成対象者の代表者であった者が誠実に対処しなければならない。

（個人情報の取扱い・情報公開）

- 33 基金は、関係法令の定めに従い、助成対象事業に関する個人情報を利用するものとする。
- 34 基金は、助成対象者の名称及び助成対象事業の概要（関係者の氏名、役職等、個人情報に該当するものを含む。）を、基金の事業実績、年報、ウェブサイト等において公表することができる。
- 35 基金は、助成対象者が第1項第7号の規定に基づき基金に提出した広報資料、会議資料、印刷物、映像資料等の成果物及び助成対象者が任意に基金に提出したその他の助成対象事業に係る資料を、基金の情報センターライブラリーその他の施設で公開し、一般の利用に供することができる。
- 36 基金に対して法令に基づく開示請求がなされた場合には、基金は、関係法令の定めに従い、助成対象者が基金に提出した申請書類、報告書等を開示するものとする。

（専属的合意管轄）

- 37 助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に関し、基金と助成対象者の間に紛争が生じ、それを裁判によって解決する場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用等）

- 38 助成金の交付決定及びこれに附した条件に定めるもののほか、助成金の交付に関しては、独立行政法人国際交流基金法（平成14年12月6日法律第137号）第13条の規定により準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）及び同法施行令（昭和30年9月26日政令第255号）の定めるところによる。

（準拠法）

- 39 助成金の交付の内容及びこれに附した条件は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。